

専決報告第 2 号

専決処分の報告について

地方自治法第180条第1項の規定によって、別紙のように専決処分したので同条第2項の規定により、これを報告する。

令和7年 5月12日 報 告 木祖村長 奥 原 秀 一

専決第 2号

木祖村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

木祖村国民健康保険税条例の一部を別紙のように改正する。
よって、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分する。

令和7年 3月31日 専 決 木祖村長 奥 原 秀 一

木祖村国民健康保険税条例を改正する条例

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の木祖村国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

木祖村国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後
(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>65万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>65万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>24万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>24万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>65万円</u>を超える場合には、<u>65万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>24万円</u>を超える場合には、<u>24万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減	(課税額) 第2条 (略) 2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。 3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>26万円</u>を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、<u>26万円</u>とする。 4 (略) (国民健康保険税の減額) 第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>66万円</u>を超える場合には、<u>66万円</u>）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>26万円</u>を超える場合には、<u>26万円</u>）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減

額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,500円

(イ) 特定世帯 5,750円

(ウ) 特定継続世帯 8,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ

額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) (略)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 11,100円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 11,500円

(イ) 特定世帯 5,750円

(ウ) 特定継続世帯 8,625円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,550円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ

に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,550円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき54万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,600円

(イ) 特定世帯 2,300円

に定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,400円

(イ) 特定世帯 2,200円

(ウ) 特定継続世帯 3,300円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,650円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,550円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,440円

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,600円

(イ) 特定世帯 2,300円

(ウ) 特定継続世帯 3,450円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者等均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,820円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,760円 (イ) 特定世帯 880円 (ウ) 特定継続世帯 1,320円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,860円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,420円 2・3 (略)	(ウ) 特定継続世帯 3,450円 ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者等均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,820円 エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,760円 (イ) 特定世帯 880円 (ウ) 特定継続世帯 1,320円 オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,860円 カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,420円 2・3 (略)
--	--

専決報告第2号説明資料 国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 改正趣旨

保険料負担の公平性の確保及び中低所得層の保険料負担の軽減を図るため、賦課限度額の見直し(引き上げ)を行う。

2 改正内容

令和7年度税制改正大綱において、国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額が66万円(現行65万円)、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が26万円(現行24万円)に引き上げられたことに伴い、国民健康保険料についても同様の引き上げを行うため、国民健康保険法施行令の一部が改正された。本村においても、令和7年4月1日から同様の引き上げを行うため、木祖村国民健康保険税条例について所要の改正を行う。

3 改正内容

(1) 賦課限度額(引上げ額)

限度額区分	現行	改正
基礎賦課額	65万円	66万円
後期高齢者支援金等賦課額	24万円	26万円
介護納付金賦課額	17万円	17万円
限度額合計	106万円	109万円

① 基礎賦課限度額(令和7年3月31日現在)

区分	限度額超過世帯数(世帯)	限度超過額(円)
現行	3	758,579

② 後期高齢者支援等賦課限度額(令和7年3月31日現在)

区分	限度額超過世帯数(世帯)	限度超過額(円)
現行	5	422,040

(2) 低所得者の負担軽減措置の見直し

5割軽減、2割軽減の軽減判定所得の算定において被保険者等の数に乗すべき金額を次のとおりとする。

① 軽減判定基準の変更

軽減割合	現行	改正後
7割	基礎控除額（43万円）＋10万円× （年金・給与所得者の数－1）	基礎控除額（43万円）＋10万円× （年金・給与所得者の数－1）
5割	基礎控除額（43万円）＋10万円× （年金・給与所得者の数－1）＋29.5 万円×（被保険者数＋特定同一世帯 所得者数）	基礎控除額（43万円）＋10万円× （年金・給与所得者の数－1）＋ <u>30.5</u> <u>万円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯 所得者数）
2割	基礎控除額（43万円）＋10万円× （年金・給与所得者の数－1）＋54.5 万円×（被保険者数＋特定同一世帯 所得者数）	基礎控除額（43万円）＋10万円× （年金・給与所得者の数－1）＋ <u>56万</u> <u>円</u> ×（被保険者数＋特定同一世帯所 得者数）

② 軽減判定基準の世帯数（令和7年3月31日現在）

軽減割合	世帯数	世帯割合
7割	102	28.3%
5割	49	13.6%
2割	44	12.2%
全体	360	

4 施行期日

令和7年4月1日